平成２２年（フ）第４５８号
北九州市八幡東区日の出１丁目15番22号
債務者　志水　利治
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５号
神奈川県横須賀市衣笠町16番13号
債務者　浅川　利幸
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市三春町４丁目15番地　サンハイツ堀の内304
債務者　大谷ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3442番地１　エクセル三浦海岸304、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区狩場町325番地　保土ヶ谷パークハイツ１棟205号
債務者　宮澤　孝江
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市三春町６丁目52番地　ダイアパレス堀ノ内504
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７８号
山口市吉敷上東３丁目７番20号
債務者　鬼武　　朗
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
千葉県松戸市稔台７丁目32番地の１　宮内マンション201号
債務者　青木三津男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６４号
千葉県松戸市中金杉２丁目60番地　フラットエス２―202号
債務者　佃　　秀義
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７２号
千葉県流山市大字東深井860番地の８
債務者　鈴木勇美男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７５号
千葉県柏市新逆井１丁目17番12号
債務者　山口　香子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８７号
千葉県柏市柏1023番地１　Ｋ３アネックス208号
債務者　畑谷　　学
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８８号
千葉県柏市柏1023番地１　Ｋ３アネックス208号
債務者　畑谷美智子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８９号
千葉県柏市弥生町４番１号大塚アパートメントハウス102号
債務者　青柳フミ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９１号
千葉県流山市流山７丁目638番地の１サンライズドールＡ―203
債務者　吉野　　圭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９２号
千葉県柏市亀甲台町２丁目４番６号サンヒルズ201号
債務者　上村　　学
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９９号
千葉県松戸市稔台３丁目28番地の15
債務者　星川　金男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部